

三次市教育委員会告示第 号

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱を次のように定める。

平成22年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内小中学校の特別支援学級等において、特に介助を必要とする児童生徒に対して、三次市障害児介助指導員(以下「介助員」という。)の派遣を行うことで、学校における安心で安全な教育活動を支援することを目的とする。

(派遣の申請)

第2条 介助員の派遣を希望する校長は、三次市障害児介助指導員派遣申請書(様式第1号)により、教育委員会に申請するものとする。

(派遣の決定)

第3条 教育委員会は、前条に規定する派遣申請書を受理したときは、介助員の派遣の可否を決定し、その旨を三次市障害児介助指導員派遣決定通知書(様式第2号)により校長に通知するものとする。

(派遣期間)

第4条 派遣期間は、4月1日から当該年度の末日までとする。

(介助員の身分)

第5条 介助員は、三次市臨時的任用職員に関する規程(平成16年三次市訓令

第18号)による臨時的任用職員とする。

(介助員の任用)

第6条 教育委員会は、この事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者のうちから介助員を任用する。

(介助員の職務)

第7条 介助員は、校長の指導のもと担当教員と協力し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 移動、排泄、食事、衣服の着脱などの身辺自立のための介助
- (2) 学習指導に伴う介助
- (3) 安全確保に関する介助
- (4) その他、校長が必要と認める業務

(守秘義務)

第8条 介助員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(派遣の中止)

第9条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、派遣期間満了前であっても派遣を中止することができる。

- (1) 当該介助員が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 介助員派遣の対象である児童生徒の状況の変化が生じたとき。

(実施報告及び賃金の支払)

第10条 校長は、三次市障害児介助指導員勤務実績書(様式第3号)を作成し、実施月の翌月5日までに教育委員会に報告するものとする。

2 教育長は、前項に規定する報告を受けたときは、介助員に対して賃金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

三次市教育委員会委員長 様

三次市立 学校
校長 印

三次市障害児介助指導員派遣申請書

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱第2条の規定により、障害児介助指導員の派遣を申請します。

1 児童生徒数、学級数及び対象児童生徒数

児童生徒数	学級数	対象児童生徒数
人	学級	人

2 障害児介助指導員を申請する理由(課題等の状況を詳しく記入すること。)

3 取組状況

第 号
年 月 日

学校長 様

三次市教育委員会 印

三次市障害児介助指導員派遣決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった三次市障害児介助指導員の派遣申請については、次のとおり派遣することに決定したので通知します。

学校名		
派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで	

三次市障害児介助指導員勤務実績書

_____ 学校

臨時職員賃金

	校長	教頭	事務長(係)

年度	月分	臨時職員出勤簿(写し)				氏名				
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	
年休										
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	
30日	31日									
日額						支 出 金 額				
A) 7,200円 × 日 =						¥ 円				
B) 時間内900.0 × 時間 =						上記の金額を請求します。				
割増賃金						年 月 日				
C) 1.25) 1,125.0 × 時間 =						三次市長 様				
D) 1.50) 1,350.0 × 時間 =						住所				
E) 1.35) 1,215.0 × 時間 =						氏名				
F) 1.60) 1,440.0 × 時間 =						印				
G) 0.25) 225.0 × 時間 =										
通勤手当(距離 k m)										
H) 円 × 日 =										
合計(A~H) 円										